

業務委託仕様書

1 業務委託名称

令和7年度大阪のスーパーシティ構想に係る先端的サービス及び規制改革提案の推進に関する検討業務委託

2 背景及び業務目的

(1) 背景

複数分野の先端的サービスの提供と大胆な規制改革などによって、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」の実現をめざすスーパーシティ型国家戦略特別区域として、令和4年4月に大阪市域が指定を受け、大阪府は大阪府とともに、大阪のスーパーシティがめざす姿、指定区域で実施をめざす先端的サービス及び規制改革の内容などを示す「大阪スーパーシティ全体計画」（令和4年12月に策定。以下「全体計画」という。）を策定した。

この全体計画に基づき、大阪・関西万博（以下「万博」という）をマイルストーンとして、夢洲及びうめきた2期の2つのグリーンフィールドで、主にモビリティとヘルスケア分野を中心とした先端的サービスや規制改革等を着実に実証・実装しているところであるが、全体計画上の2026年度以降（以下「フェーズⅢ」という。）の取組（先端的サービス等の実証、データの連携及び活用並びにこれらに関する規制改革提案その他スーパーシティの推進に必要なものをいう。以下同じ。）においても、大阪のスーパーシティ構想の更なる推進が求められる。

このため、大阪における取組を自立的・持続的なものとしていく必要がある。

(2) 業務目的

フェーズⅢ（万博後）の展開の具体化のためのモデル調査を行うとともに、今後も大阪府・大阪府（以下「市・府」という。）が、取組を持続的に推進していくことができるように、新たなフィールド・企業等からの提案を募り、市・府が具体的な要件のもとこれらを選定し、フィールドと企業等とのマッチングや規制改革提案の共同検討、さらにはブランディング支援など、公的に関与していく仕組みの確立に向けた検討を行う。

3 業務内容

〔実施内容〕

大阪のスーパーシティ構想の推進に向けて次に掲げる業務について、発注者と協議して合意した業務を実施すること。

(1) フェーズⅢ（万博後）における新たな取組に関するモデル調査の提案

フェーズⅢ（万博後）の展開の具体化のためのモデル調査（当該調査の具体的内容については、(2)に示す。）を行う大阪市内の複数のフィールド※と具体的な取組を提案すること。

※グリーンフィールド的なもの（2030年ごろまでに新たな都市開発を行うフィールド等）、ブラウンフィールド的なもの（すでに人が住んでいるエリア）の各1か所程度（夢洲、うめきた2期を除く。）を想定。当該フィールドにおける先端的サービ

スの実証及び当該実証に係る国への規制改革事項に係る提案（以下「規制改革提案」という。）※の実施について、所要の関係者の合意を得ていることが望ましい。

※国家戦略特区 HP を参照 (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/teian.html>)

上記業務の実施に当たっては、次の事項を考慮すること

- ・内閣府が示す「スーパーシティの理念（住民が参画し、住民目線で、未来社会を先行実現することをめざす。）」や「3つのポイント（生活全般にまたがる複数分野の先端的服务の提供、データ連携、大胆な規制改革）」を十分に考慮すること
- ・万博レガシーを意識した取組であること（全体計画上の 2022 年度から 2025 年度まで（フェーズⅠ・Ⅱ）の取組の成果や万博の先端技術実証等の継承 など）
- ・当該フィールドにおける企業等による先端的服务の実証及び当該実証に係る国への規制改革提案を前提とし、全体計画に示すビジョンである「活力にあふれるデータ駆動型社会」に資するもので、快適な環境のもとでチャンスがあふれる未来のビジネス都市やイノベーションを通じたビジネスの振興を実現し、大阪のスーパーシティの目的である「住民 QoL の向上」や「都市競争力の強化」につながるものであること（夢洲・うめきた 2 期におけるヘルスケア・モビリティの分野に限らず、モデル調査を行うフィールドにおける様々な分野が対象）

（2）フェーズⅢ（万博後）における新たな取組に関するモデル調査の実施

- ①（1）について、発注者と協議の上でモデル調査の内容を決定し、当該フィールドにおいて取組を実施する者（取組を展開するフィールド若しくは企業又はその両方をいう。以下「取組実施者」という。）に対して、先端的服务実証及び規制改革提案等に必要となる体制、人員のほか、当該取組実施のための計画策定・導入調整や進捗管理・評価検証等のマネジメントの手法・手順等を実地かつ伴走的に支援の上でその内容を明確化し取りまとめること
- ② ①の規制改革提案について、当該提案に必要なエビデンス等の収集・整理、当該提案の実現のために必要な所要の条件等の把握等の手順・手法を取りまとめること。加えて、取組実施者が行う当該規制改革提案について、市・府の事前の了承を得て、必要な資料作成や調整等の所要の支援を行うこと

上記業務の実施にあたっては、次の事項を考慮すること

- ・規制改革提案については、法令改正による規制緩和に限らず、通知等による行政庁の対応の見直しや、規制や制度の創設などを幅広く含むものとする。ただし、国が定める法令等に係る規制等に限るものとし、地方公共団体が定める条例等に係るものは含まない。

（3）取組を持続的に推進していくための仕組みの確立に向けた検討

- ①夢洲・うめきた 2 期の成果及び課題について、実地に企業などの関係者等にヒアリングする等によって分析、評価等を行うこと。併せて、スーパーシティとしての要件やフィールドと企業等のマッチング手法の検討、より確実に成果を上げるための要件の明確化

等を行い、夢洲・うめきた2期を含めた大阪におけるスーパーシティの今後の方向性を取りまとめること

②取組（（2）の業務に係るものを含む。以下同じ。）を展開するフィールドや企業等（取組実施者を含む。）が、取組を展開していること等を効果的にブランディングするために必要な実証等を行い、その戦略を取りまとめること

③取組を持続的に推進していくための仕組みの検討を行うこと。当該仕組みの具体的な検討内容としては、取組を行おうとするフィールド・企業等からの提案を募り、市・府がそれぞれを具体的な要件のもと選定し、市・府が公的に関与（フィールドと企業等とのマッチングや規制改革提案の市・府との共同検討、ブランディング支援など）していく等の仕組みを検討し、取りまとめること。かつ、当該取りまとめにおいて、提案を募る方法、選定に係る具体的な要件、選定の方法、公的な関与の手法・内容のほか、これら仕組みの名称等に関する事項を明らかにすること

上記業務の実施に当たっては、次の事項を考慮すること

・（3）①②③の業務の「取りまとめ」に、（1）の考慮すべき事項及び（2）①②の「取りまとめ」を反映することにより、実効性・実現性のあるものとする

（4）その他

①プロジェクト管理

契約後、速やかに本仕様書、提案書に基づき市・府と業務工程や作業内容について調整を行い、プロジェクト計画書を作成すること。その上で、本業務のプロジェクト管理を適切に行うこと。

②課題管理

本業務の課題管理を行うこと。

③定例会議等の開催

次の会議は必ず実施し、その議事録を作成し、速やかに提出すること。なお、会議の実施については、WEB でも可とする。会議のメンバーは、市・府の関係所属を含む場合がある。

項番	会議体	開催頻度	想定する内容
1	全体進捗報告会議	年2回程度	・各業務の進捗報告や課題対応状況の報告
2	定例会議	月1回程度	・業務（1）（2）（3）に関する提案、 情報提供、対応状況報告

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

5 履行場所

発注者指定場所

6 成果物

- (1) 成果物として提出する書類は、電子媒体（DVD-RまたはCD-R）にて2部提出すること。
- (2) 発注者が指定する成果物としては、次表のとおりとする。

項番	成果物	提出時期
1	プロジェクト計画書	本業務委託開始後速やかに
2	中間報告書	令和7年12月中旬
3	業務報告書（3（1）～（3）の成果物）	随時及び 令和8年3月31日
4	打合せ記録	
5	業務完了報告書	

- (ア) 成果物の提出に関しては事前に発注者の検査を終了したものとするため、提出期限にあたっては検査や修正に要する日数などを換算し、十分な余裕をもって作成にあたること。
- (イ) その他、発注者が必要とする書類を求めに応じて随時提出すること。

7 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、発注者から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに返却すること。
- (3) 本業務に関して、発注者から提供を受けた資料等について、発注者の許可なく複写または複製してはならない。なお、提供された資料のうち、個人情報保護に係わるもの及び発注者の情報セキュリティに係わるものは、施錠可能な保管庫に格納する等、適正に管理すること。

8 再委託

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が、1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容及び再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えること若しくは再委託金額を明らかにできないことがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければ

ならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 44 条第 2 項及び第 44 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の委託範囲は、本仕様書に記載する業務及びそれに付帯する作業を全て含むものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、業務提案内容をもとに誠実に実施すること。
- (3) 仕様の詳細については、本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議すること。
- (4) 打合せに必要となる資料の作成は委託範囲に含む。
- (5) 業務の進捗状況について、本市の求めに応じ随時報告を行うこと。
- (6) 本業務を実施する者の交通費は受注者が負担すること。
- (7) 本仕様書の別添資料については、本業務の遂行においてのみ活用し、本業務以外に使用しないこと。
- (8) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。

10 仕様書に関する問合せ先

大阪市デジタル統括室戦略担当（スマートシティ推進グループ） 板・戸田

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所地下 1 階

電話番号：06-6208-7459

E-mail：bb0006@city.osaka.lg.jp